

## 尼崎市自治のまちづくり条例読本「でばんですよ！」正誤表

国の法改正に伴い、「尼崎市個人情報保護条例」が令和4年度末で廃止になったことから、「尼崎市自治のまちづくり条例」の条文が変更となりましたので訂正いたします。

正	誤
<p>(情報の発信) 第7条 3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、<u>個人に関する情報を適正に管理するとともに、当該情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(情報の発信) 第7条 3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、<u>個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に管理するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>